

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主の皆様やユーザ各社をはじめ、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダー(利害関係者)から信頼される企業グループであるために、コーポレート・ガバナンスの充実に経営上の最重要課題の一つと考えております。

この実現のために、組織の見直し、各種規程の制定・施行、取締役ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化に取組むなど、内部統制システムの整備・改善を図るよう努めております。

- (1) 取締役ならびに従業員が遵守すべき行動規範として法令遵守規程や従業員行動規範等を制定しております。
- (2) コンプライアンス経営に資するため、コンプライアンス行動指針を制定しております。
- (3) コーポレート・ガバナンスの充実にため、当社は2016年6月より、経営の透明性の確保・監督を強化すべく、社外の豊富な経験と知識を有する社外取締役3名、内、独立社外取締役を2名選任しております。また、監査役制度を採用しており、監査役は3名で、内、社外監査役は2名となっております。
- (4) 子会社管理規程を制定し、そのルールに基づき、当社から派遣されている子会社の取締役及び監査役が、子会社の経営監視を行っております。また、親会社の社長・担当役員が出席して、定期的子会社決算説明会を開催し、子会社の経営状況をチェックしております。

基本方針

1. 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であり、株主との建設的な対話を行う重要な場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行います。

2. ステークホルダーとの適切な協働

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出には、株主をはじめとする様々なステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、法令及び東京証券取引所が定める有価証券上場規程の定めに従い、重要事実を適時・適切に開示するとともに、ステークホルダーにとって有用性の高い情報について、公平かつ適時・適切に開示いたします。

4. 取締役会等の責務

取締役会は、経営戦略や内部統制システム構築等の経営に関する重要事項の意思決定(意思決定機関)と、取締役等の業務執行を評価することによる監督(監督機能)が有効に機能することが前提となること、会社の規模等を考慮してコーポレート・ガバナンスに関する取組みを充実させ、中長期的な企業価値の向上に努めます。

5. 株主との対話

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備に取組みます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

〔補充原則1-2-2 招集通知の早期発送と電子的公表〕

当社は、70期(2016年3月期)定時株主総会招集通知より、発送前にTDnet及び自社ウェブサイトにより電子的な公表を行いました。今後とも、招集通知の早期発送に取組んでまいります。

〔補充原則1-2-4 議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳〕

当社の株主構成等を勘案したうえで、議決権電子行使プラットフォーム及び招集通知の英訳については、行っておりません。今後につきましては、機関投資家や海外投資家の持株比率等を踏まえ検討してまいります。

〔補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供〕

当社における海外投資家の比率は、現在、極めて低いため、英語での情報開示について行っておりません。

〔補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画の監督〕

当社の最高経営責任者等の後継者については、人格・知識・実績・能力を考慮し、その職務と責任を全うできる適任者であることを基準として、総合的に判断し選任しております。

〔原則4-7、補充原則4-8-1、補充原則4-8-2、補充原則4-10-1 独立社外取締役について〕

2016年6月開催の定時株主総会で独立社外取締役が2名選任されました。今後、取締役会等において助言・提言をするとともに意見を求め、情報共有・認識共有を図りながら、客観的な経営の監督の実効性を確保してまいります。

〔原則4-11、補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価〕

現在は取締役会としての分析・評価は行っておりません。分析・評価の実施とその概要開示については、今後、検討してまいります。

〔補充原則4-12-1 取締役会の運営と審議の活性化〕

社外取締役や社外監査役には、事前に議題を送付しております。資料の事前配布は行っておりませんが、今後、検討してまいります。取締役会は、原則毎月1回開催し、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを取締役会で決定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

〔原則1-4 いわゆる政策保有株式〕

当社は、取引先との関係の維持・強化及び当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上等を総合的に勘案し、取引先の株式を保有しております。

保有する株式の議決権については、中長期的な企業価値向上やコーポレート・ガバナンス及び社会的責任の観点から行使しております。

〔原則1-7 関連当事者間取引〕

当社の取締役の競業取引及び利益相反取引は、取締役会の承認を得ることとしております。また、この取引を行った取締役は、遅滞なくその取引について、重要な事実を取締役会に報告することとしております。

また、関連当事者に限らず、商取引については社内で基準を設け、基準に該当する金額で取引を実施する場合には、その取引額によって取締役会または経営会議で審議しております。

〔原則3-1 情報開示〕

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

ア 企業理念

- ・安全で信頼性の高い製品と質の高いサービスを提供し、より快適な社会の実現に寄与する。
- ・新技術に挑戦するとともに、会社の発展と社員の幸福を追求する。
- ・健全な企業活動を通じて、社会に貢献し環境との調和を図る。

イ 経営戦略、資本政策について

- ・当社は、経営計画に利益体質の改善を掲げ、健全な財政基盤を強化することに努めております。
- ・持続的成長に向けて、必要と判断するタイミングで銀行借入等の機動的な資金調達をいたします。
- ・株主の皆様への利益還元につきましては、継続的な安定配当を基本に、財政状態、利益水準及び配当性向等を勘案して利益配分することを基本方針としております。
- ・自己株式の取得については、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ウ 3ヶ年経営計画

当社では、企業理念の下、企業価値向上と利益の確保に向けて、取締役会の承認により2015年度から2017年度を3ヶ年とした3ヶ年経営計画を策定しております。その重点実施項目は次のとおりです。

- (ア) 鉄道信号の安全・安心を担うための品質管理の強化
- (イ) 鉄道信号コア技術の堅持と新技術への挑戦
- (ウ) 価格競争力を高めるための生産体制の確立
- (エ) 鉄道の国際化及び海外への対応力の強化
- (オ) 戦略営業の推進による顧客基盤の拡充
- (カ) 企業永続発展のための人材の育成
- (キ) 企業価値向上のための株式会社三工社を含めたグループ力の向上
- (ク) CSR・環境活動の推進

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬については、月額報酬と賞与になっております。この内、月額報酬については取締役個人の業績等を勘案した報酬となるよう、取締役会で承認を得た基準を設けております。また、賞与については、業績等を総合的に勘案して支給額を決定することとしております。

個別の報酬については、2016年6月開催の定時株主総会で承認された取締役報酬総額年2億円以内の範囲において、前述の方針に従って取締役会で決定方法を決議しております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の経営陣幹部・取締役候補者は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを踏まえ、それぞれの人格及び見識等も十分考慮の上、株主からの経営の委任に応え、その職務と責任を全うできる適任者であることを基準として、総合的に判断し選任・指名いたします。監査役候補については、財務会計に関する知見、財務に関する経験、当社事業に関する知識を有することを基準といたします。

経営陣幹部、取締役・監査役候補の選任については、人事委員会において適切に審議しております。取締役会は、人事委員会の決定を受けて取締役候補者等の選任を行います。

(5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の、個々の選任・指名についての説明

当社の定時株主総会参考書類に、社内・社外を問わず取締役・監査役候補の、個々の選任・指名についての説明を記載いたします。

〔補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲とその概要〕

事業の内容や重要度によって取締役会と経営会議での承認事項を定めております。取締役会では、法令及び定款に定められた事項、経営戦略や内部統制システム構築等の経営に関する重要事項、グループ会社の重要事項等について決定しております。経営会議では、業務執行に関する重要事項の具体的な内容等について決定しております。

〔原則4-8 独立社外取締役〕

2016年6月開催の定時株主総会で独立社外取締役が2名選任されたことにより、取締役6名中3名が社外取締役となり、内2名が独立社外取締役となります。今後、客観的な経営の監督強化を図り、情報交換・認識共有にも努めてまいります。

〔原則4-9 独立性判断基準〕

独立性判断基準は東京証券取引所で定める独立性基準に則っております。

〔補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識等のバランス、多様性・規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続〕

前述の原則3-1(4)に記載しております。

〔補充原則4-11-2 取締役・監査役兼任状況〕

当社の取締役・監査役が、当社以外の役員等を兼任する場合、当社の取締役・監査役としての役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保するために合理的な兼任数であることを考慮しております。

この兼任状況については、毎年開示しております。

〔補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価〕

本報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」欄に記載しております。

〔補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング方針〕

新任の取締役及び監査役に対し、事業、経営環境等の当社に関する必要な知識について説明することとしております。
当社の事業に係る理解を深めるための説明は、監査役を含めた定期的な取締役会等の中で、必要により行っております。

〔原則5-1 株主との建設的な対話促進のための体制整備・取組みの方針〕

株主からの問い合わせや決算説明等については、都度、目的、その内容等を考慮して、事務または財務を統括する役員が管轄する担当部署で対応しております。また、把握した株主からの意見等については、経営陣幹部へ速やかに報告しております。
当社のウェブサイトでは適宜、決算状況等を掲載しております。
今後も、株主との建設的な対話を促進するための体制整備に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本電設工業株式会社	2,095,273	11.63
株式会社みずほ銀行	875,900	4.86
株式会社三井住友銀行	840,750	4.67
第一生命保険株式会社	821,000	4.56
朝日生命保険相互会社	715,000	3.97
大同信号取引先持株会	711,984	3.95
日本リーテック株式会社	655,859	3.64
日新火災海上保険株式会社	555,401	3.08
株式会社三菱東京UFJ銀行	544,765	3.02
戸部 政彦	538,000	2.99

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
保苺 伸一	他の会社の出身者													
二村 浩一	弁護士													
石渡 世紀	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
保苺 伸一		——	東日本旅客鉄道株式会社、日本電設工業株式会社において勤務経験があり、これまでの経験をいかして、当社の経営に対する確かな助言をいただけるものと判断しております。
二村 浩一	○	——	弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげられており、経営に関する高い見識を有しているため、当社の経営に対する確かな助言をいただけるものと判断して選任しております。また、本人については、当社経営陣からの独立性に疑われるような属性等は存在せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのある者ではないとの認識から、独立役員として指定しております。

石渡 世紀	○	日本銀行、瀬戸信用金庫における長年の勤務経験があり、経営と金融等に関する相当程度の知見を有しており、当社の経営に対しの確かな助言をいただけるものと判断して選任しております。また、本人については、当社経営陣からの独立性に疑われるような属性等は存在せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのある者ではないとの認識から、独立役員として指定しております。
-------	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ち、意見及び情報交換を行っております。

(1)株主総会終了後

- 1 会計監査人の監査計画、監査項目の説明聴取、意見交換
- 2 監査役会監査方針、計画の概要説明、意見交換

(2)第2四半期決算時

会計監査人からの中間決算監査実施報告、監査結果説明聴取

(3)期末決算時

会計監査人からの監査報告書受領、監査方法及び監査結果説明聴取

(4)その他

主要部署往査時にその都度、文書または口頭で実施内容の報告を受け、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
両宮 募	他の会社の出身者													
沼崎 良平	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
雨宮 募		——	日本電設工業株式会社財務部門での勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため適任であると判断しております。
沼崎 良平		——	保安工業株式会社、日本リーテック株式会社において、財務部門及び経営管理部門での勤務経験があり、財務及び経営管理に関する相当程度の知見を有し、専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

業績等を総合的に勘案して賞与を支給しております。
なお、監査役に対する賞与はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、全取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額(内訳として基本報酬、賞与引当金繰入額、退職慰労引当金繰入額)を開示しております。監査役(社外監査役を除く)及び社外役員についても同様の開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の総額は年額2億円以内、監査役の報酬の総額は年額48百万円以内であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際して、議題は毎回、資料は必要に応じて事前に配布。取締役会の議事録を送付。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社における企業統治の体制につきましては、監査役会制度を採用し、社外監査役を含む監査役会が取締役会を牽制する体制としております。業務運営上は、業務執行の意志決定機関である取締役会及び経営会議を中心に行っております。

このような体制により当社は適正なコーポレート・ガバナンスを確保できているものと考えております。なお、当社の各機関の内容及び内部統制システムの整備の状況は、次のとおりであります。

(1) 取締役会

取締役会は6名の取締役で構成され、監査役出席のもと、原則として毎月1回開催し、当社の重要な業務執行に関わる事項を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。

(2) 監査役会

当社は監査役会制度採用会社であり、監査役3名(内、社外監査役2名)が監査役会を原則として毎月1回開催しております。常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画に従い、取締役会や経営会議をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務遂行を監査しております。なお、監査役は会計監査人と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、意見及び情報交換を行うとともに、内部統制室からの報告を通じて適切な監査を実行しております。

(3) 経営会議

経営会議は、代表取締役社長・専務取締役・常務取締役等から構成され、生産計画、投資計画、新製品開発、営業体制の強化、リスク状況の把握など、経営全般について迅速な意志決定を行うために、原則毎月開催しております。なお、重要な業務の執行については取締役会に上程しております。

(4) 執行役員会

当社は、経営の戦略決定機能と業務執行機能を分離し、経営効率を高めるとともに経営責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。執行役員会は、代表取締役社長と執行役員等で構成され、取締役会・経営会議で決定された経営方針に基づき業務執行を確実に行うため、必要に応じ開催しております。

(5) 経営監視の仕組み

監査役会が、取締役の職務執行状況の監督、監査を行っております。取締役会は、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役相互の職務執行を監視しております。

(6) 内部監査体制

内部統制監査を実施する内部統制室(3名)を設置し、当社の健全かつ適切な業務運営の遂行を目的として、被監査部門の内部統制の適切性・有効性を検証・評価しております。監査結果については内部統制室が作成した報告書を取締役会に提出し、被監査部門の実態、問題点、課題についての検討を行い、当社のリスクの軽減化、財務の高信頼化、業務運営の適切性確保に努めております。

(7) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

(役員月額報酬)

・取締役

取締役の月額報酬は、役員個人の業績等による昇給や役員定年年齢超過時の減給ルールを反映できる「取締役報酬額表」を制定し、役位、年数、業績等、必要に応じて見直しを行います。

当社は役員定年制を採用しておりますが、諸般の事情等により、役員定年に達した後も引き続き同役位にある場合は、役員定年に達した後の定時株主総会以後の月額報酬は従前の月額報酬額から相応の減額を行います。

・監査役

監査役の月額報酬は、過去の経歴、実績及び年数を勘案の上、年間報酬額を決めております。

常勤監査役は定年制を採用しておりますが、諸般の事情等により、役員定年に達した後も引き続き同役位にある場合は、役員定年に達した後の定時株主総会以後の月額報酬は従前の月額報酬額から相応の減額を行います。

(役員賞与)

取締役の賞与については、業績等を総合的に勘案して賞与支給額を決定しております。

なお、監査役に対する賞与は支給しておりません。

(役員退職慰労金)

取締役及び監査役に対する役員退職慰労金の額については、報酬月額、在任年数及び業績等により決めております。

また、在任中の功績により、取締役会の決議または監査役の協議により一定の範囲で加減できることとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

執行役員制度は、経営の戦略決定機能と業務執行機能を分離し、経営効率を高めるとともに経営責任を明確化するために導入しております。

また、社外取締役及び社外監査役の導入は、業務執行機関に対する監督・監査機能を強化するためです。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算発表資料等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14000に基づき環境保全活動に取り組んでおります。
その他	当社では、経営戦略の一環として女性活用を積極的に進めております。仕事と育児の両立支援を進めるとともに、採用、配置、昇進など様々なステージにおいて性別による区別なく、実力や成果に応じて登用することとしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的考え方

コーポレート・ガバナンスが有効に機能するためには、内部統制システムの整備は不可欠であると考えております。

2. 整備状況

(1) コンプライアンス体制

- 1 コンプライアンスに関する最高意思決定機関として、「コンプライアンス委員会」がコンプライアンス全体を統括しております。
- 2 コンプライアンスの推進につきましては、当社グループの取締役及び使用人の行動基準である「コンプライアンス行動指針」に基づき、内部統制室が内部監査等を通じて徹底を図っております。
- 3 取締役及び使用人には、コンプライアンスに関する疑義ある行為について、内部統制室への通報を義務づけるとともに、内部統制室が社内相談窓口として『ホットライン』を運営しております。また、内部通報に係る経営陣から独立した社外窓口を設置しております。

(2) リスク管理体制

- 1 当社の業務執行に係るリスクにつきましては、各部門においてリスクの洗い出しを行い、分析・評価のうえ対策を文書化した、「部門毎業務リスク管理シート」に基づき、リスクを管理しております。
- 2 部門毎のリスク管理及び全社的なリスク管理を統括する部署を内部統制室とし、「リスク管理規程」に基づくリスク管理体制をとっております。
- 3 不測の事態が発生した場合には、「危機対応処理規程」に基づき、社長または社長が命じた者を本部長とし、対策本部が統括して、危機対応にあたります。

(3) 取締役及び使用人の職務に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役及び使用人の職務執行に係る情報につきましては、文書管理規程、文書保存規程により管理しております。

(4) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1 子会社の管理は「子会社管理規程」に基づき、担当取締役が統括し、子会社の経営状況の把握と円滑な情報交換のため、定期的に子会社社長会を開催しております。
- 2 子会社の取締役及び監査役を当社から派遣し、子会社の業務の適正を監視しております。
- 3 子会社にコンプライアンス管理者を置くとともに、内部統制室がグループ全体の推進を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は、以下の通りです。

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- 1 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、一切の関係を遮断します。
- 2 これらの活動を助長するような行為は行いません。トラブル等が発生した場合は、企業をあげて立ち向かいます。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- 1 上記の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」は、当社の「コンプライアンス行動指針」に明記し、取締役及び使用人に周知徹底しております。
- 2 社内体制としては、総務部を対応統括部署とし、警察当局、関係団体、顧問弁護士と連携して、反社会的勢力に関する情報を積極的に収集するとともに、組織的対応が可能となる体制をとっております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

